

# 活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針 概要

令和6年8月1日  
内閣府告示 第103号

## 1. 活動火山対策の推進に関する基本的な事項

- (1) 活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の意義
- (2) 火山災害の特殊性
- (3) 火山地域の関係者が一体となった検討の必要性
- (4) 警戒避難体制の整備について
- (5) 噴火時や噴火に備えた施設等の整備について
- (6) 火山専門人材の育成・確保や一元的な調査研究の推進について
- (7) 火山防災に関する普及啓発の推進について

## 2. 火山災害警戒地域、避難施設緊急整備地域及び降灰防除地域の指定について指針となるべき事項 \*1

- (1) 火山災害警戒地域の指定について \*2
  - ・火山調査研究推進本部が選定している「活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山」のうち、周辺に住民や登山者等が存在する火山について、噴火による影響範囲にかかる都道府県、市町村を指定
- (2) 避難施設緊急整備地域の指定について
  - ・火山の活動が活発で、退避壕等を緊急に整備する必要がある地域を指定
- (3) 降灰防除地域の指定について
  - ・降灰による住民の日常生活への支障を防止・軽減するため、学校や病院等において施設を整備する必要がある地域を指定

## 3. 火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備について指針となるべき事項

- (1) 火山防災協議会について
  - ①火山防災協議会での協議事項について
    - ・「噴火警戒レベル」や「避難計画」等の一連の警戒避難体制及び避難施設の整備等
  - ②火山防災協議会の構成員について
  - ③火山防災協議会の運営について
- (2) 地域防災計画に定めるべき事項について
  - ・火山防災協議会の意見聴取を踏まえ、警戒避難体制に関する事項を定める
- (3) 住民や登山者等に対する周知のための措置について
  - ・「火山防災マップ」の配布等
- (4) 登山者や観光客等に関する情報の把握等について
  - ・地方公共団体は、情報提供の容易化に配慮した登山届等を通じて情報把握
  - ・登山者や観光客等は、情報収集等を通じ、自らの安全を確保
- (5) 火山防災情報の伝達等について
  - ・火山観測データ、「噴火警戒レベル」基準の公表、火山防災情報の発表
  - ・情報通信技術の活用等を通じた、避難のために必要な情報の伝達
- (6) 避難確保計画の作成等について
  - ・集客施設等に対し、「避難確保計画」の作成や避難訓練の実施等を求める
- (7) 広域避難対策の検討について

## 4. 避難施設緊急整備計画並びに防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画の作成について指針となるべき事項 \*3

- (1) 避難施設緊急整備計画の作成について
- (2) 防災営農施設整備計画の作成について
- (3) 防災林業経営施設整備計画の作成について
- (4) 防災漁業経営施設整備計画の作成について

## 5. 火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進について指針となるべき事項

- (1) 火山監視観測・調査研究体制の充実について
  - ・研究及び技術開発の推進、観測・評価体制の強化
  - ・観測データの共有等、研究機関相互間の連携強化
- (2) 火山調査研究推進本部について
  - ・関係行政機関等が連携して、火山に関する調査研究等を一元的に推進
- (3) 調査研究の成果を活用した火山防災対策の推進について
  - ・火山調査研究推進本部の研究成果や総合的な評価の火山防災対策への活用

## 6. 火山専門人材等の育成及び継続的な確保について指針となるべき事項

- (1) 火山に関する専門人材の育成及び継続的な確保について
  - ・国と地方公共団体が連携し、火山専門人材の育成及び継続的な確保を推進
- (2) 火山防災に携わる行政職員等の育成について
  - ・火山防災に携わる行政職員や地域の火山防災対策に資する人材を育成
- (3) 地域の火山防災を担う人材の育成について
  - ・地域住民の火山防災の意識高揚、自主防災組織や防災リーダーの育成

## 7. 火山防災に関する普及啓発の推進について指針となるべき事項

- (1) 火山防災教育や火山に関する知識の普及について
- (2) 「火山防災の日」の取組推進について

## 8. その他活動火山対策の推進に関し必要な事項

- (1) 警戒地域以外の地域における警戒避難体制の整備について
- (2) 降灰除去事業について
- (3) 大規模噴火に備えた降灰対策の検討について
- (4) 火山災害の特徴を踏まえた発災時の対応について
  - ①一時立入り
  - ②立入規制・風評被害による経済的損失

- \*1 国は、基本指針に基づいて、各種地域を指定し公示
- \*2 警戒地域に指定された都道府県及び市町村は、火山防災協議会を設置
- \*3 都道府県は、基本指針に基づいて、各種計画を作成